

契約再交渉と戦略的コミットメント

小 平 裕

1. はじめに
2. 労使交渉と参入阻止
3. 耐再交渉契約の性質
4. 戦略的参入阻止
5. 結語

1. はじめに

本稿の目的は、再交渉の可能性がある場合に、契約が戦略的コミットメントとしての価値を持つ条件を検討することである。小平 (2009) では、プリンシパルとエージェントの間で情報は完備であることと、契約の事後的な再交渉は不可能であることの2つの仮定の下で、プリンシパルとエージェントの間の観察可能な契約が外部の第三者に対してコミットメントとしての価値をもつことを示した。しかし、後者の条件が満たされない場合、すなわち事後的な契約再交渉が可能である場合には、戦略的コミットメントとしての契約の価値は失われる(同第4節)。というのは、契約がコミットメントとして価値をもつためには、それが事後的に非効率な配分をもたらすことが必要であるが、もし再交渉が可能であれば、非効率な配分をもたらすいかなる契約も事後的に効率的配分をもたらすように、その再交渉を通じて調整することが可能であるからである。

前者の条件が満たされない場合については、どうであろうか。プリンシパルとエージェントの間に何らかの情報の非対称性が存在する場合には、Pareto 改善的な配分に導く再交渉は情報の非対称性による誘因両立性に

抵触する可能性があるから、たとえ契約の再交渉の可能性があっても、契約がコミットメントとしての価値をもつことは可能である。情報の非対称性は通常、プリンシパルとエージェントの関係に有害であるが、その場合には再交渉が不可能であることによって、契約当事者の厚生がその情報の非対称性により高まる可能性がある。Dewatripont (1988) は戦略的参入阻止の状況において、また Dewatripont (1989) は労働契約の状況において、この可能性を指摘した。

本稿では、Dewatripont (1988) に沿って、契約再交渉と戦略的コミットメントの関係を取り上げるために、既存企業とその労働者との間の賃金契約が、潜在的な参入企業に対する参入阻止のコミットメントとなり得るかを検討する。賃金契約は参入の意思決定後に再交渉が可能であり、さらに労働者は既存企業の特性に関する情報をもたない(情報の非対称性)という想定の下で、事後的には非効率な過剰生産設備をもつような契約が、誘因両立性のために再交渉に耐えうること、それによって戦略的参入阻止の可能性が広がることを示す。

2. 労使交渉と参入阻止

状況は、既存企業、その労働者、潜在的参入企業の 3 プレイヤーからなる不完備情報ゲームとして記述される。全ての主体は危険中立的であるとする。参入企業の生産設備を K_E と表すこととし、簡単化のためにこれは 0 か $K_e (> 0)$ の 2 つの値しか取らないものとする。 $K_E = 0$ は潜在的参入企業がこの市場に参入しないことを意味し、 $K_E = K_e$ は参入することを意味する¹⁾。既存企業の生産設備 K_I は任意の非負の値であるとする。参入前(当初)は、 $K_I = \bar{K}$ である。ただし、 \bar{K} は独占利潤を最大にする生産規模である。

参入が起きた後の既存企業の利潤は、

1) K_e は、例えば参入後の最小最適規模と考えることができる。

契約再交渉と戦略的コミットメント

$$(2.1) \quad \pi = R(K_I, K_E) - w + \theta(\bar{K} - K_I)$$

で表される。右辺第 1 項の $R(K_I, K_E)$ は、既存企業の収入である²⁾。収入関数 $R(K_I, K_E)$ は、

$$(2.2) \quad \begin{array}{ll} R_I > 0 & R_{II} < 0 \\ R_E < 0 & R_{EE} < 0 \end{array}$$

を満たすとする。ただし、 R_j, R_{jj} は $K_j, j = I, E$ に関する偏導関数である。第 2 項の w は労働者への賃金支払額であり、第 3 項に現れる θ は生産設備を維持することの機会費用（生産設備を減らすことの機会便益）を測るパラメーターであり、既存企業の特徴を表す私的情報である。すなわち、既存企業は θ の値を観察できるが、労働者は観察できない。簡単化のために、 θ は θ_1 あるいは θ_2 の 2 つの値をとるものとし、

$$(2.3) \quad \theta_1 > \theta_2$$

と仮定する。(2.3) は、状態 θ_1 では状態 θ_2 に比べて、既存企業はより劣悪な状態にあることを意味する。状態 $\theta_i (i = 1, 2)$ が発生する事前確率を μ_i とし、この確率分布は全ての主体にとって共有知識であるとする。また、 \bar{K} は θ の実現値に依存しないものとする。

既存企業の労働者は同質的であると想定して、単一の主体として扱う。既存企業の生産技術は生産要素として資本と労働を利用する Leontief 型生産関数により表されるものとし、効率的な投入組み合わせの資本量と労働量が等しくなるように、生産要素の単位を定める。労働者の効用関数 u を、

$$(2.4) \quad u = w - rK_I$$

2) 利潤は、一般に生産量と価格の関数として表されるが、ここでは両企業の生産設備に依存する誘導形で表す。

と表す。ここで、 w は賃金、 K_I は (資本投入量に等しい) 労働供給量、 r は労働の機会費用である。留保効用を \bar{u} とする。

最初に、状態 θ_i における既存企業の Pareto 効率的な生産設備 K_i^* を求めよう。ただし、 K_i^* は、労働者に一定の効用 $u = u_0$ を保証しつつ、利潤 (2.1) を最大にする資本量と定義される。(2.4) より、

$$w = u_0 + rK_I$$

を求めて (2.1) に代入すると、利潤は

$$\pi = R(K_I, K_E) - u_0 - rK_I + \theta_i(\bar{K} - K_I)$$

と書き換えられる。これを K_I に関して最大化すると、1 階の条件より、

$$(2.5) \quad R_I(K_I^*, K_E) = r + \theta_i$$

を得る。(2.2) および (2.3) より、

$$(2.6) \quad K_1^* < K_2^*$$

であることが分かる。もし既存企業が戦略的参入阻止を企てるのでなければ、それぞれの状態に応じて生産設備を $K_I = K_i^*$ に設定することが最適となる。既存企業が $K_I = K_i^*$ を選択したときに参入が起きる確率 p は、一般には参入企業の利潤関数や状態 θ_i の事前確率 μ_i に依存するが、ここでは参入確率 p は外生変数とし、全ての主体にとって共有知識であると考えて、参入企業の利潤関数を明示的に扱うことはしない。

賃金と生産設備はともに立証可能であり、契約は賃金と生産設備の組み合わせを指定する。契約は参入があるかないかや、状態 θ の実現値に依存するが、当初の契約は参入の意思決定や状態 θ の実現の前に提示される。参入があった場合の契約については、顕示原理を適用し、既存企業により報告される θ の値に依存するものとする。よって、契約は、

$$(2.7) \quad \{(w_m, K_m), (w_1, K_1), (w_2, K_2)\}$$

と表される。ここで、 (w_m, K_m) は参入がない場合の賃金と生産設備の組み合わせを示し、 $(w_i, K_i) (i = 1, 2)$ は参入が行われた場合に状態 θ_i が報告されるときに組み合わせを示している。

本稿の目的は、耐再交渉 renegotiation-proof 契約を検討することである。耐再交渉契約の性質は再交渉時点での情報構造に依存するが、ここでは既存企業が私的情報を獲得した後に、参入後の契約について再交渉が行われると仮定する。つまり、潜在的参入企業の参入後、状態 θ が実現するまでの間に、既存企業と労働者が秘密裏に契約を再交渉することはできないと想定する。このような状況は、労使間の賃金交渉が公開されているような大企業のモデルとしては現実的であろう。さらに、当初の契約に関しては企業側が完全な交渉力を持つが、再交渉の時点では労働者側が完全な交渉力を持つと想定する。もし企業側が再交渉を提示するとすれば、それ以降の構造は信号発信ゲームとなってしまう、その結果として均衡の一意性が成立しなくなるという問題が生じる。

全体のゲームの流れは、以下の段階に整理される。

- (1) 既存企業が労働者に対して契約 $\{(w_m, K_m), (w_1, K_1), (w_2, K_2)\}$ を提示する。労働者はこの契約を受諾するか拒絶するかを決定する。拒絶すれば、このゲームは終わる。
- (2) 潜在的参入企業は、契約を観察した後に、 $K_E \in \{0, K_e\}$ を選択する。既存企業は θ の実現値を知る。
- (3) 労働者は既存企業に対して新しい契約 $\{(w'_m, K'_m), (w'_1, K'_1), (w'_2, K'_2)\}$ を提示することができる。提示がなければ、段階 (1) の契約が拘束力を持つ。
- (4) 既存企業は新しい契約を受諾するか拒絶するかを決定する。拒絶すれば、段階 (1) の契約が拘束力を持つ。この時点で拘束力を持つ契約に応

じて、参入がなければ契約 (w_m, K_m) ないしは (w'_m, K'_m) が、参入があれば θ の報告の後に、契約 (w_i, K_i) ないしは (w'_i, K'_i) が実行される。それぞれの利潤が実現する。

ここで、耐再交渉契約とは、段階 (1) において提示され、段階 (4) において実行される契約を指す。参入企業の利潤は既存企業の生産設備 K_i の減少関数であるので、参入確率 p も K_i の減少関数になる。したがって、もし既存企業が K_i^* より大きい過剰設備をもつならば、それは戦略的参入阻止を企てていることを意味する。したがって分析では、耐再交渉契約が戦略的な過剰設備を備えうるかどうかが注目される。

3. 耐再交渉契約の性質

最初に、 θ が立証可能な最善の場合における耐再交渉契約の性質を考えよう。生産設備については、明らかに

$$(3.1) \quad \begin{aligned} K_m &= \bar{K} \\ K_i &= K_i^* \end{aligned}$$

が成立しなければならない。さもなければ、段階 (3) において労働者が Pareto 改善的な新しい契約を提示できる余地が存在するからである。また、賃金は労働者の参加制約

$$(3.2) \quad (1 - \hat{p})(w_m - rK_m) + \hat{p} \sum_{i=1}^2 \mu_i (w_i - rK_i) \geq \bar{u} \quad (\text{PC})$$

を満たすものでなければならない。ここで、 \hat{p} は参入後の生産設備 K_i に依存する内生的な参入確率であり、一般には前節の p とは異なる。なお、最善においては、 $K_i = K_i^*$ であるので、 $\hat{p} = p$ が成立する。

次に、 θ が立証不可能な次善の場合には、それが既存企業にとっての私的情報であることから、上の参加制約 (3.2) に加えて、誘因両立性制約

契約再交渉と戦略的コミットメント

$$(3.3) \quad \begin{aligned} R(K_1, K_e) - w_1 + \theta_1(\bar{K} - K_1) \\ \geq R(K_2, K_e) - w_2 + \theta_1(\bar{K} - K_2) \end{aligned} \quad (\text{IC1})$$

$$\begin{aligned} R(K_2, K_e) - w_2 + \theta_2(\bar{K} - K_2) \\ \geq R(K_1, K_e) - w_1 + \theta_2(\bar{K} - K_1) \end{aligned} \quad (\text{IC2})$$

も満たされなければならない。これらは、真の状態が θ_i であるときに、既存企業が状態を θ_j ($j \neq i$) と虚偽の報告しても、既存企業の利得は増加しないことを意味する。

参入後の過剰設備を伴うような耐再交渉契約は、以下のように特徴付けられる。

命題 3.1

参加制約 (PC), 誘因両立性制約 (IC1), (IC2) および $K_i \geq K_i^*$ を満たす契約が、耐再交渉であるための必要十分条件は、以下で与えられる。

- (i) $K_m = \bar{K}$
- (ii) $K_1 = K_1^*$
- (iii) $K_2 > K_2^*$ であれば、誘因両立性制約 (IC1) は等号で成立する。
- (iv) $K_2 \leq K_2^{**}$, ただし K_2^{**} は

$$\mu_1(\theta_1 - \theta_2) = \mu_2[\theta_2 + r - R_I(K_2^{**}, K_e)]$$

を満たす。

(証明) 最初に、 $K_i \geq K_i^*$ を満たす契約は条件(i)-(iv)を満たすことを示す。

(i) について：参入が行われない場合には、最適な生産設備は \bar{K} であるから、もし段階 (1) における契約で $K_m \neq \bar{K}$ であれば、段階 (3) において労働者が Pareto 改善的な契約を提示できることは自明である。よって、 $K_m = \bar{K}$ が成立する。

(ii) について：当初の契約において $K_1 > K_1^*$ であるとして、以下を満

たす段階 (3) における新たな契約 (w_1', K_1^*) を考える。

$$(3.4) \quad \begin{aligned} & R(K_1, K_e) - w_1 + \theta_1(\bar{K} - K_1) \\ & = R(K_1^*, K_e) - w_1' + \theta_1(\bar{K} - K_1^*) \end{aligned}$$

ただし, (w_2, K_2) は当初の契約と同じである。この再交渉を通じて状態 θ_1 で真実の報告をしたときの既存企業の利得に変化はなく, また状態 θ_1 での効率性の上昇によって状態 θ_1 での労働者の効用は増加するから, この再交渉は Pareto 改善的である。さらに, 新たな契約においても, 誘因両立性制約 (IC1) は満たされる。また (3.4) より,

$$(3.5) \quad \begin{aligned} & [R(K_1, K_e) - w_1 + \theta_2(\bar{K} - K_1)] \\ & - [R(K_1^*, K_e) - w_1' + \theta_2(\bar{K} - K_1^*)] \\ & = (\theta_1 - \theta_2)(K_1 - K_1^*) > 0 \end{aligned}$$

が成立するので, (IC2) も満たされる。よって, $K_1 > K_1^*$ である契約は段階 (4) において別の契約に置き換えられるから, 耐再交渉ではないことが分かる。したがって, $K_1 = K_1^*$ でなければならない。

(iii) について: 当初の契約において, $K_2 > K_2^*$ であり, かつ誘因両立性制約 (IC1) が不等号で成立しているとする。ここで, $K_2' < K_2$ であり, 以下を満たす新たな契約 (w_2', K_2') を考える。

$$(3.6) \quad \begin{aligned} & R(K_2, K_e) - w_2 + \theta_2(\bar{K} - K_2) \\ & = R(K_2', K_e) - w_2' + \theta_2(\bar{K} - K_2') \end{aligned}$$

ただし, (w_1, K_1) は当初の契約と同じである。この再交渉を通じて状態 θ_2 で真実の報告をしたときの既存企業の利得に変化はなく, また状態 θ_1 での効率性の上昇によって状態 θ_1 での労働者の効用は増加するから, この再交渉は Pareto 改善的である。新たな契約においても誘因両立性制約 (IC2) は満たされる。また (3.6) より,

$$\begin{aligned}
 (3.7) \quad & [R(K_2, K_e) - w_2 + \theta_1(\bar{K} - K_2)] \\
 & - [R(K_2', K_e) - w_2' + \theta_1(\bar{K} - K_2)] \\
 & = (\theta_1 - \theta_2)(K_2' - K_2) < 0
 \end{aligned}$$

が成立するが、(IC1) は (w_2, K_2) において不等号で成立しているので、 K_2' が K_2 に十分近ければ、(IC1) は依然として満たされる。よって、 $K_2 > K_2^*$ であれば、(IC1) は等号で満たされなければならない。

(iv) について：これまでの議論から、(ii) と (iii) が満たされれば、 (w_i, K_i) のうち片方のみを調整しても、労働者の効用を高めることは不可能であることが分かる。 K_2 を減少させて効率的配分をもたらすには、(IC2) の左辺を一定に保つ必要があるが、生産設備を縮小する利益は θ_1 のときの方が大きいから、そうすると (IC1) の右辺が大きくなってしまう。そこで、(IC1) を成立させるためには、(IC1) の左辺も大きくならなければならない。その方法として労働者にとって好ましいのは、 K_1^* と異なる K_1 を選択することではなく³⁾、 w_1 を下げることである。

このトレード・オフによる効果が全体としてプラスになるのは、(iv) が成立しない場合である。これは以下のように説明される。このような調整のうち労働者にとって最も好ましいものは、 θ_2 のときに K_2 が下がることによって増加する余剰を全て吸収し、 θ_1 のときの賃金 w_1 の下落分が最小である調整である。すなわち、 $dK_2 < 0$ とするとき、 θ_2 のときの効用の増加が、

$$du = [R_1(K_2, K_e) - \theta_2 - R]dK_2 > 0$$

であり、 θ_1 のときの効用の減少が、

$$du = (\theta_1 - \theta_2)dK_2 < 0$$

3) $K_1 = K_1^*$ は総余剰を最大にする。

である場合である。効用の減少分がこのように表されるのは、(iii)により (IC1) は等号で成立するから、 K_1 を K_1^* に固定したまま (IC2) の左辺を一定に保つには、 w_1 が $(\theta_1 - \theta_2)dK_2$ だけ減少すればよいからである。したがって、労働者の期待効用の変化は、

$$(3.8) \quad \{\mu_1(\theta_1 - \theta_2) + \mu_2[R_l(K_2, K_e) - \theta_2 - R]\}dK_2$$

により与えられる。ここで、(2.2) より $R_l(K_2, K_e)$ は K_2 に関して減少関数であるから、 $K_2 > K_2^*$ のとき (3.8) は正となる。この調整を通じて、(IC1) は継続して等号で成立する一方、経済余剰の増加分は全て労働者が吸収するので、(IC2) の左辺は変化しない。ところが、 w_1 の低下により (IC2) の右辺は増加する。しかし、 $K_2 > K_2^*$ のとき (IC1) は等号で成立しているので、

$$(3.9) \quad \begin{aligned} & [R(K_2, K_e) - w_2 + \theta_2(\bar{K} - K_2)] \\ & - [R(K_1, K_e) - w_1 + \theta_2(\bar{K} - K_1)] \\ & = (\theta_1 - \theta_2)(K_2 - K_1) > 0 \end{aligned}$$

となるから、(IC2) は当初、不等号で成立していることが分かる、よって、 K_2 の変化が十分に小さければ、この調整によっても (IC2) は引き続き成立する。以上により、(iv) が成立することが示された。

次に、(i)–(iv) を満たす契約は耐再交渉であることを示す。段階 (1) における当初の契約が (i)–(iv) を満たすと仮定すると、 K_m と K_1 については最適値が指定されているので、段階 (3) における新しい契約が Pareto 改善的となるために唯一考えられる調整は、 K_2 を低下させることである。この調整が既存企業に受け入れられるためには、(IC2) の左辺を一定値以上に保つ必要があるが、その場合には (IC1) の右辺は必ず増加する。また (IC1) が等号で成立している状況で、 θ_1 のときに労働者が $K_1 \neq K_1^*$ を選択すれば、効用は低下する。しかし、(iv) により、 $K_1 = K_1^*$ で (IC1) (IC2)

を満たしながら K_2 を低下させるように調整すれば、 $K_1 \leq K_2$ である限り、労働者の効用の変化は必ず負になる。よって、当初の契約が (i)–(iv) を満たせば、Pareto 改善的な新たな契約は存在しない。(証了)

命題 3.1 は過剰設備を伴う契約に関するものである。すなわち、 $K_m > \bar{K}$ 、 $K_1 > K_1^*$ 、 $K_2 > K_2^{**}$ の何れかが成立し、段階 (1)における契約が何れかの状態で過剰生産設備を持つならば、その契約は段階 (3) において、 $K_m = \bar{K}$ 、 $K_1 = K_1^*$ 、 $K_2 \leq K_2^{**}$ を全て満たす新たな契約に置き換えられることを主張する。なお、ある状況で過少設備となるような契約の耐再交渉性については、命題 3.1 は何も触れていない。

再交渉しないとコミットできる場合には、企業ではなく労働者が段階 (1) で契約を提示するようにゲームを修正すれば、逆選択のモデルになる。その場合の情報の非対称性による配分上の歪みは、 $K_1 < K_1^*$ および $K_2 = K_2^{**}$ である。ここでは過剰設備は発生しないので、契約の戦略的参入阻止を目的とするコミットメントとしての価値は失われる。したがって、この場合にも契約の価値の源泉は参入後の再交渉の可能性にあることになる。

また、誘因両立性制約の役割も通常の私的情報モデルとは異なることに注意を要する。通常のモデルでは状態が良いとき ($\theta = \theta_2$) の誘因両立性制約 (IC2) が等号で成立するのに対して、この場合には等号で成立するのは状態が悪いとき ($\theta = \theta_1$) の誘因両立性制約 (IC1) である。過剰設備という非効率な配分が耐再交渉となる理由は、機会費用が小さい状態での設備を縮小しようとする、機会費用が大きい状況で正直に申告する誘因が損なわれるからである。

4. 戦略的参入阻止

最後に、状態 θ_2 での生産設備 K_2 がどのようにして決まり、そこでは

どのような戦略的参入阻止が実現しうるかを検討する。これは、内生的参入確率 \hat{p} の K_2 への依存の仕方による。

先ず、 \bar{K}_2 が与えられたとき、参入確率 \hat{p} が以下のように定まり、 K_2 に関して不連続になる場合を考えよう。

$$(4.1) \quad \hat{p} = \begin{cases} 0 & K_2 \geq \bar{K}_2 \\ p & K_2 < \bar{K}_2 \end{cases}$$

この場合、もし $K_2^{**} < \bar{K}_2$ であれば、 K_2^{**} より大きい設備をもつことは耐再交渉ではないので、耐再交渉契約によって参入を阻止することは不可能である。このときには、既存企業にとっては段階(1)において K_2^* を選択することが最適となり、それに対して潜在的参入企業は K_e を選択して参入する。逆に、もし $K_2^{**} \geq \bar{K}_2$ であれば、 $\bar{K}_2 \leq K_2 \leq K_2^{**}$ を満たすどのような K_2 も最適となる。このとき参入確率は0となるから、結果として配分上の歪みの費用はなくなる。すなわち、参入阻止という目的は、費用を全く掛けることなく達成される。

第2に、参入確率 \hat{p} が K_2 に関して連続的に変化する場合を考えよう。参入確率を、

$$\hat{p} = \hat{p}(K_2)$$

と表し、

$$(4.2) \quad \hat{p}'(K_2) < 0 \quad \hat{p}''(K_2) > 0$$

を満たすと仮定する。この場合には参入確率が0になることはないので、過剰設備による費用が発生する。最適な K_2 は、設備を増やすことの便益と費用が一致するように決定される。ここで、設備を増やすことの便益は、独占利潤と複占利潤の期待値の差と参入確率の低下の積、すなわち

$$(4.3) \quad \begin{aligned} & - \hat{p}'(K_2)([R(\bar{K}, 0) - r\bar{K}] \\ & - \{\mu_1[R(K_1^*, K_e) - rK_1^* + \theta_2(\bar{K} - K_1^*)] \\ & + \mu_2[R(K_2, K_e) - rK_2 + \theta_2(\bar{K} - K_2)]\}) \end{aligned}$$

である。他方、設備を増やすことの費用は、参入が起きたときの θ_2 での過剰設備による費用、すなわち

$$(4.4) \quad - \hat{p}(K_2)\mu_2[R_1(K_2, K_e) - (\theta_2 + r)]$$

である。 $K_2 = K_2^*$ のとき (4.4) は 0 となるから、 $K_2 > K_2^*$ が最適となることが分かる。ただし、 $K_2 = K_2^{**}$ となるか $K_2 < K_2^{**}$ となるかは確定しない。

5. 結語

本稿では、再交渉の可能性がある場合、契約がいかにして戦略的コミットメントとしての価値を持つかを検討した。戦略的コミットメントの目的として具体的に既存企業による潜在的参入企業の参入阻止の問題を取り上げ、既存企業と第三者である労働者との間の契約を戦略的コミットメントの手段と考えた。労働者以外にも、例えば上流企業ないしは下流企業、あるいは株主などがこの第三者の役割を果たしうる。Aghion and Bolton (1987) は再交渉の問題を検討していないが、第三者として既存企業の製品の買い手（下流企業など）を考え、既存企業と買い手との間の契約が参入阻止に役立つことを明らかにしている。

また、本稿では契約再交渉は外部にも観察可能であると考えたが、再交渉が観察不可能である場合には、コミットメントとしての価値は一般に小さくなる。Caillaud, Jullien and Picard (1995) は上流企業と下流企業との垂直的取引関係のモデルにおいて、当初の契約は観察可能であるが、再交渉は外部に観察不可能である状況を取り上げて、契約がコミットメントと

しての価値を持つかどうかを考察している。下流企業に私的情報が存在しなかつ再交渉がある場合、初期の契約において高い賃金を設定することはエージェンシー問題を軽減し、高い生産量につながる。Caillaud 等は、Cournot 型の数量競争の場合には、初期に外部に観察可能な契約を結ぶことが有利となり、Bertrand 型の価格競争の場合には、逆に初期に契約を結ばない方が望ましいと結論している。

参 照 文 献

- Aghion, P., and P. Bolton (1987), "Contracts as a Barrier to Entry," *American Economic Review* 77, 388-410.
- Caillaud, B., B. Jullien and P. Picard (1995), "Competing Vertical Structures: Precommitment and Renegotiation," *Econometrica*, 63, 621-646.
- Dewatripont, M., (1988), "Commitment Through Renegotiation-Proof Contract with Third Parties," *Review of Economic Studies* 55, 377-390.
- Dewatripont, M., (1989), "Renegotiation and Information Revelation Over Time: The Case of Optimal Labor Contracts," *Quarterly Journal of Economics* 104, 589-619.
- 小平裕 (2009), 「経営者報酬と企業の行動目的」, 成城大学経済研究所研究報告 No. 51。